

売却時価会計と会計の深層構造

上野清貴

目次

- I はじめに
- II 売却時価会計
- III 会計の深層構造
- IV 売却時価会計の深層構造
- V むすびに代えて

I はじめに

本稿の目的は、売却時価会計の論拠を明らかにし、その深層構造を解明することである。売却時価会計とは、資産および負債を売却時価で評価し、実現可能利益を算定する会計システムである。そして、売却時価とは、資産をいま売却するとするならば受け取るであろう貨幣額であり、負債をいま返済するとするならば支払わなければならない貨幣額である。この売却時価会計の論拠を明らかにすることが、本稿の第1の目的となる。

売却時価会計を理解するために、その具体的な会計処理がこれまでいくつかの会計領域で示されているが、それらはいずれも会計の表層構造から出発したものであり、会計の深層構造から展開したものではない。後述するように、会計理論の構築および会計構造の解明は会計の深層構造から検討を始めなければならず、会計の表層構造から検討を始めてはならない。会計の表層構造は論理展開に際して最初から限界を有しており、会計の秘

めた可能性を探求することができなくなる恐れがあるからである。それゆえ、売却時価会計の深層構造を解明することが、本稿の第2の、そして主要な目的となる。

これらの目的を達成するために、本稿は以下のことを論述する。まず、売却時価会計を具体的に理解するために、売却時価会計の具体的計算例を示す。次に、売却時価会計を提唱した二人の有名な会計学者の所論にしたがって売却時価会計の論拠を明らかにする。そして、会計の深層構造と表層構造を改めて説明する。最後に、売却時価会計に会計の深層構造の論理を適用して売却時価会計の深層構造を解明し、この売却時価会計の深層構造が様々な会計領域の説明を可能にし、機能することを示唆したい。

II 売却時価会計

上述したように、売却時価会計は、資産等の評価基準として売却時価を適用し、利益計算等を行う会計である。本節の目的は、売却時価会計を具体的計算例によって理解し、これに基づいて、売却時価会計の論拠を明らかにすることである。

1 売却時価会計の具体的計算例

まず、売却時価会計を理解するために、この会計の主要な提唱者の一人であるチェンバースの数値例（Chambers [1980] pp. 65-69, 157, 161）を参考に、売却時価会計の具体的な計算過程を述べてみよう。

いま資産を売却時価で評価し、負債を返済すべき額で評価した期首貸借対照表が次のようであったとする。

期首貸借対照表

現 金	20	買 掛 金	30
売 掛 金	40	納 税 引 当 金	20
原 材 料	25	配 当 引 当 金	14
仕 掛 品	30	長 期 負 債	25
製 品	80	優 先 株 式 資 本 金	20
株 式 投 資	15	普 通 株 式 資 本 金	120
プ ラ ン ト ・ 建 物	80	資 本 維 持 準 備 金	30
土 地	40	留 保 利 益	71
	330		330

期中取引は次のとおりである。

ドル

(1) 掛売上	410
(2) 売掛金の回収	390
(3) 原材料の掛購入	160
(4) 買掛金の決済	140
(5) 賃金および他の現金コスト（仕掛品へ）	90
(6) 仕掛品にいく原材料（帳簿価額）	145
(7) 製品にいく仕掛品（帳簿価額）	225
(8) 損益計算書にいく製品原価	270
(9) 管理費等の現金コスト	60
(10) 利息の支払い（率10%）	4
(11) 税金の支払い	20
(12) 配当金の支払い	14
(13) 配当金の受取り	2
(14) プラントの現金購入	25

期末の価格変動修正（確定した売却時価－期末修正前帳簿価額）は次のとおりである。

(a) 原材料	- 10
(b) 仕掛品	- 15
(c) 製品	55
(d) プラント・建物	- 20
(e) 土地	6
(f) 株式	- 3

当期の納税引当金等は次のとおりである。

(g) 納税引当金	30
(h) 留保利益に振り替える純利益	?
(i) 配当引当金	26

以上の資料より、まず期中取引仕訳を示すと、次のようになる。

番号	借方科目	金額	貸方科目	金額
(1)	売 掛 金	410	売 上	410
(2)	現 金	390	売 掛 金	390
(3)	原 材 料	160	買 掛 金	160
(4)	買 掛 金	140	現 金	140
(5)	仕 掛 品	90	現 金	90
(6)	仕 掛 品	145	原 材 料	145
(7)	製 品	225	仕 掛 品	225
(8)	製 品 原 価	270	製 品	270
(9)	管 理 費 等	60	現 金	60
(10)	支 払 利 息	4	現 金	4
(11)	納 税 引 当 金	20	現 金	20

(12)	配当引当金	14	現金	14
(13)	現金	2	受取配当金	2
(14)	プラント・建物	25	現金	25

次に、決算整理仕訳および振替仕訳は次のようになる。

番号	借方科目	金額	貸方科目	金額
(a)	原材料評価損	10	原材料	10
(b)	仕掛品評価損	15	仕掛品	15
(c)	製品	55	製品評価益	55
(d)	プラント・建物評価損	20	プラント・建物	20
(e)	土地	6	土地評価益	6
(f)	株式投資評価損	3	株式投資	3
(g)	法人税等	30	納税引当金	30
(h,i)	当期純利益	61	留保利益	35
			配当引当金	26

そして、これらの仕訳に基づいて、売却時価会計の損益計算書と期末貸借対照表を作成すると、次のようになる。

損益計算書

売上原価	270	売上高	410
管理費等	60	受取配当金	2
支払利息	4	製品評価益	55
原材料評価損	10	土地評価益	6
仕掛品評価損	15		
プラント・建物評価損	20		
株式投資評価損	3		
法人税等	30		
当期純利益	61		
	<u>473</u>		<u>473</u>

期末貸借対照表

現 金	59	買 掛 金	50
売 掛 金	60	納 税 引 当 金	30
原 材 料	30	配 当 引 当 金	26
仕 掛 品	25	長 期 負 債	25
製 品	90	優 先 株 式 資 本 金	20
株 式 投 資	12	普 通 株 式 資 本 金	120
プ ラ ン ト ・ 建 物	85	資 本 維 持 準 備 金	30
土 地	46	留 保 利 益	106
	407		407

2 売却時価会計の論拠

以上の売却時価会計の具体的な計算例によって、この会計の概要が理解できたことと思われる。これまで、売却時価会計を提唱し、主張した会計学者として、既述のチェンバースとスターリング (Sterling) はあまりにも有名である。そこで、彼らの所論を参考にして、売却時価会計の論拠を明らかにすることにしよう。

2-1 経済的環境適応

まず、売却時価会計の論拠の起源を、チェンバースは「環境適応を目的とする人間行動」に求める。彼によれば、人間は自己の目的を達成するために、絶えず変化する環境に適応していかなければならず、したがって、人間という有機体は、これを全体的に捉えて1つの恒常的組織と考え、絶えず環境に自己を適応させ、その機能を果たす力を保ち、その生存を確保していると考えることができる (Chambers [1966] pp. 20-21)。

この人間の構成体が企業であるので、このことは企業についても妥当する¹⁾。すなわち、企業もまた個人そのものに劣らず適応を目指す実体である。

1) というのは、企業それ自体は法的擬人であるために、自然人のように原動力をもつことができず、その構成員の目的が企業の目的となるからである。

る。したがって、企業の予定する残存期間の長短を問わず、企業構成員の期待は次のような場合にのみ満たされることになろう。つまり、次々と変化をとげる環境条件に合わせてその資源を有利に運用する形で、企業の経営の仕方と特定の企業内容が展開される場合である（Chambers [1966] p. 190）。

ここで、このような環境条件の具体的内容が問題となるが、市場経済活動を営む企業にとって、経済環境として最も重要となるのが「価格」および「価格の変動」である。ところが、価格には様々なものがあるので、次に問題としなければならないのは、どの価格が企業の適応行動に適しているかということである。その場合、チェンバースによれば、現在の価格の状況を知ることが適応行動にとって不可欠となる。というのは、過去の価格（および将来の価格）は適応行動に対して有用ではないからである。

この事情を彼は次のように述べている。現在という時点から見れば、過去の価格は、すべてが単に過ぎ去った過去のものにすぎない。現在の価格だけが、行動の選択に関して何らかの関わりをもっているのである。ある財の10年前の価格は、今から20年後について仮設される価格と同じように、この問題にとっては、何の関わりももたない。貨幣の一般購買力が変動しない間でも、個々の財の価格は変動するだろうし、逆に、いずれかの財の価格に変動はなくても、貨幣の一般購買力の方は変動することもあろう。したがって、有用で、市場においての現在における適応力について必然的な関わりをもつ結論は、過去の価格からは何も引き出せないのである（Chambers [1966] p. 91）。

チェンバースはこのことを次のように表現している。企業は当該企業に関する人々個人個人がもつ目的以外の目的をもつことはない。企業は用具であるがゆえに、自然人の場合のように欲望をもつことはできないし、消費者としての満足を得ることもできない（Chambers [1966] p. 187）。

このように、現在の価格が適応行動にとって重要であることは明らかとなったが、次に問題となるのは、現在の価格のうちのどれが適応行動にとって有用となるかということである。というのは、現在の価格には「購入時価」と「売却時価」の2つがあるからである。そして、これに関してもチェンバースは次のように述べ、売却時価の方が適切であると主張する。

購入時価は、現在の保有額を基礎として、現在の状況に適応する目的で市場に現金を携えて参加する能力を示すものではない。これに対して、売却時価の方はそれを示すのである。だからこそ、ある時点において、市場でのすべての将来可能と思われる行動にとって、統一的に適合性をもつ唯一の財務的属性は、保有下にある財のいずれを問わず、そのすべてのものの市場売却価格または実現可能価格であると主張しているのである。適応の目的のために人々が知りたいと思うのは、すでに保有している額を超えた額の貨幣を必要とする際に、特定の対象または一群の対象に代えて、手に入れうる貨幣の券面に示される数である (Chambers [1966] p. 92)。

チェンバースはさらに、その内容を別のところで以下のように具体的に説明している (Chambers [1980] p. 3)。市場経済活動において、買い手が財を購入するのは、彼がその価格に等価の貨幣額を所有するよりも財をもつことを選ぶからである。売り手が財を売却するのは、彼がその財の所有を継続するよりもその価格に等価の貨幣額をもつことを選ぶからである。

ある企業が欲した財を購入するのに十分な貨幣を有していないが、ある貨幣価格で売却できる他の財 (資産) を有しているならば、彼はそれらの資産のいくつかを売却することができる。それらの所有者が他の財の購入または負債の返済を考えているならば、これらの資産の所有はそれらの売却時価に等価の貨幣を有するのと同じである。

いくつかの資産を他の財を購入するために売却すると考える場合、現存資産の継続的所有および代替財から期待される使用または満足に関して、

考慮がなされる。しかし、購入できる代替財の種類と規模、それゆえ期待される使用と満足は、現存資産の貨幣等価額（売却時価）が分かっている場合にしか決定できない。

以上によって明らかのように、売却時価は企業の経済環境に適応するために非常に有用な評価基準である。そしてさらに、この売却時価が売却時価会計の評価基準であってみれば、この会計は企業経済環境に適応できる会計システムであるということができ、ここに、売却時価会計の重要な論拠を見出すことができるのである。

しかし、そればかりではない。この売却時価会計にはさらにもう1つの論拠がある。それは、この会計が常識的ないし日常的な「富」の概念を形成し、さらにすべての資産、負債および資本が測定される属性に関して本質的に同質になるので、それらを正しく加算し、関係づけることができるということである。すなわち、売却時価会計は加法性の特質を有しているのである。これは以下のように具体的に説明することができる。

売却時価会計における売却時価は諸資産の「貨幣等価額」を見出すことになるが、これは、企業が所有する貨幣額を見出すことと同じである。したがって、この貨幣等価額が企業の常識的ないし日常的な「富」の概念を形成することになる。チェンバースによれば、ある時点におけるあなたの（または私のまたは企業の）額を見出す常識的または実際的な方法は、あなたが所有する現金と、あなたが所有する他の物のその時における正味売却価格とを加えることである。しかし、企業が他の者に貨幣を借りている場合、その負債額は総貨幣額または所有物の貨幣等価額から控除しなければならない（Chambers [1980] p. 23）。

これらの言明から、企業の純富を次の式で表すことができ、この富が企業の財政状態を構成し、貸借対照表に資産、負債および資本として計上されることになる。

純富 = 手持ち現金 + 諸資産の貨幣等価額 - 負債額

この貸借対照表では、すべての資産は貨幣等価額で表示される。さらに、すべての負債は負の貨幣等価額（貨幣支払額）で示される。純資産たる株主持分（資本）はこのような資産と負債の差額であるので、正味貨幣等価額となり、金額的に企業の純富に等しくなる。これによって、売却時価会計におけるすべての資産、負債および資本は「貨幣等価額」という本質的に同じ属性で測定され、評価の論理的一貫性が達成され、加法性が成立するのである。

2-2 経験的検証可能性と目的適合性

売却時価会計の経済的環境適応可能性はこの会計の最も重要な論拠であるが、これをさらに具体化すると企業の意思決定適合性ということになる。これに関して、スターリングの所論を見てみることにしよう。スターリングによれば、すべての意思決定モデルは次のことについての情報を必要とする（Sterling [1972] p. 200 ; [1979] p. 95）。

- (1) 代替案
- (2) 結果
- (3) 選好：結果を順序づける関数

ある意思決定状況で意思決定者がしなければならない最初のことは、利用可能な代替案を決定することである。実行可能な市場代替案の集合は、必要な犠牲と利用可能な資金を予測することによって決定される。それをスターリングは代替案原則の一般原則として次のように表す（Sterling [1979] p. 100）。

代替案原則： $s_{it} \leq F_t$ ならば、 i の購入は時点 t において実行可能な代替案である。

ここで、 s_{it} は時点 t において資産 i に要求される犠牲であり、 F_t は時点 t において利用可能な資金である。

この利用可能な資金は、次のような3つの相互に関係する変数の関数である。

$$F_t = f(x_{1t}, x_{2t}, \dots, x_{nt}, \Delta \text{負債}, \Delta \text{資本})$$

ここで、 x_{it} は時点 t における資産 i の売却時価である。

この F_t との関係で、スターリングは利用可能な市場代替案を以下のように決定する (Sterling [1979] pp. 101-102)。まず、ある資産を取得するために要求される犠牲は、その資産の購入時価によって特定化される。すなわち、次のようである。

$$i \text{ が未所有ならば, } s_{it} = n_{it}$$

ここで、 n_{it} は時点 t における資産 i の購入時価である。

あるプロジェクトを獲得するために要求される犠牲は、そのプロジェクトに関連する様々な資産の購入時価の合計である。それゆえ、未所有資産の購入時価は諸代替案の決定に適合する。特に、 $n_{it} \leq F_t$ ならば、資産 i の購入は利用可能な代替案であり、購入時価はこの代替案を援助する。

これに対して、ある所有資産を保有するのに要求される犠牲は、その資産の売却時価によって特定化される。すなわち、次のようである。

$$i \text{ が所有されているならば, } s_{it} = x_{it}$$

上述したように、ここで、 x_{it} は時点 t における資産 i の売却時価である。

ある資産を所有することは、その売却時価の額に等しい犠牲を要求する。もちろん、ある資産の所有を継続することは常に実行可能な市場代替案である。というのは、要求される犠牲はその資産を売却することから利

用できる資金に等しいからである。すなわち、 x_{it} は要求される犠牲であり、 x_{it} は F_t の構成要素である。したがって、すべての場合において、 $x_{it} \leq F_t$ であり、売却時価は資産 i の所有を継続するという利用可能な市場代替案を常に援助する。

以上が利用可能な代替案の決定についてであるが、これを踏まえて、意思決定者がしなければならない第2のものは、各代替案の市場結果を予測することである。スターリングによれば、ある新しいプロジェクトを行うこと、または現存のプロジェクトを維持することの市場結果は、そのプロジェクトから生じると予測される将来のキャッシュ・フローである (Sterling [1979] p. 103)。

これらの市場結果を、彼は利益性原則の一般原則として次のように表す (Sterling [1979] p. 104)。

利益性原則： $s_{it} < d_{it}$ ならば、 i はその割引率で投資した s_{it} よりも利益を生むと予測される。

ここで、 d_{it} は時点 t における資産またはプロジェクト i の現在価値である。

この利益性原則との関係で、スターリングは目的適合的な評価基準を以下のように導出する (Sterling [1979] pp. 104-106)。まず、現在価値が要求される犠牲と比較され、その比較は次の差額として表される。

$$d_{it} - s_{it} = i \text{ の純現在価値}$$

この差額が正ならば、 i はその割引率で投資した s_{it} よりも利益を生むと予測される。

この意思決定モデルを新しいプロジェクトの獲得のために適用する場合、その現在価値は、そのプロジェクトに必要な資産を購入するために犠

牲にしなければならない貨幣の額と比較される。すなわち、次のようになる。

$$d_{it} - n_{it} = \text{「未所有資産」の純現在価値}$$

この値が正ならば、資産 i の購入は利益を生むことになり、意思決定者にとって有利であるが、負ならば、その購入は意思決定者にとって不利となる。

この意思決定モデルは現存のプロジェクトにも適用できる。ある現存のプロジェクトを変更または断念することは可能であり、それゆえ、それらのプロジェクトも定期的に再評価しなければならない。この再評価において、その意思決定モデルは最新の現在価値と現在要求される犠牲との比較を特定化する。この最新の現在価値はその予測の変更または異なった割引率から生じうる。現在要求される犠牲は所有資産の売却時価によって与えられる。すなわち、次のようになる。

$$d_{it} - x_{it} = \text{「所有資産」の純現在価値}$$

この値が正ならば、意思決定者はそのプロジェクトを継続すべきであるが、負ならば、そのプロジェクトを中断し、諸資産を売却すべきである。

これら2つの意思決定の関係を示すと、図表1のようになり（Sterling [1979] p. 105）、以下のように説明できる。

図表1 2つの意思決定の関係

代替案 所有権	使用	その割引率 での投資
未所有	購入	非購入
所有	非売却	売却

意思決定者が未所有資産を使用したくないならば、投資に利用できる貨幣の額は、購入しないことによって支払われなかった額である（非購入欄）。同様に、ある所有資産を使用する場合、投資に利用できない額は、売却しないことから収入しなかった額である（非売却欄）。これらを別に言い換えると、意思決定者が未所有資産を使用したいならば、投資に利用できない額は、購入によって支払われる額である（購入欄）。意思決定者がある所有資産を使用したくないならば、投資に利用できる額は、売却から収入される額である（売却欄）。

したがって、 n_{it} は購入から要求される犠牲、または購入しないことから投資に利用できる貨幣の額と見ることができる。また、 x_{it} は売却しないことから要求される犠牲、または売却から投資に利用できる貨幣の額と見ることができる。それをいずれの方法で見ようとも、図表2で示すように（Sterling [1979] p. 106）、目的適合的な変数は d_{it} 、 n_{it} および x_{it} である。すなわち、現在価値、購入時価および売却時価である。

したがって、スターリングによれば、意思決定モデルは次の評価基準を特定化する（Sterling [1972] p. 205；[1979] p. 115）。

- (1) 所有資産の売却時価。理由，
 - (a) 未所有資産の購入時価と比較する場合、それは定義において利用可能な代替案を援助する。
 - (b) それは資産の所有権を維持するのに必要な犠牲を完全に定義す

図表2 目的適合的な変数

代替案 所有権	使 用	その割引率 での投資
未所有	d_{it}	n_{it}
所 有	d_{it}	x_{it}

る。

- (2) 未所有資産の購入時価。理由，
- (a) 所有資産の売却時価と比較する場合，それは定義において利用可能な市場代替案を援助する。
 - (b) それは未所有資産を取得するのに必要な犠牲を完全に定義する。
- (3) ある一定資産の使用または営業と関連する現在価値。理由，
- (a) 要求される犠牲 [(1b) または (2b)] と比較する場合，それは予測される利益性に関してある意思決定を可能にする。

以上によって，意思決定モデルの検討から，売却時価，購入時価および現在価値の各評価基準が目的適合性の規準を満たしていることが判明した。しかし，これらの評価基準のうち，会計がいずれの評価基準を測定し，報告すべきかの問題はまだ解決されていない。これを解決するための糸口は，経験的検証可能性と目的適合性の基本的な会計規準である。これらの詳細な内容は後述するところであるが，ここでそれらの要点を示すと，次のようになる。

まず，検証とは，資格ある観察者（企業における会計人および会計監査人）による会計の真実性の決定であり，これは会計数字と会計現象との対応によって行われることになる。そして，この検証が経験的に行われる可能性が経験的検証可能性であり，会計はこの経験的検証可能性を満たさなければならないのである。また，ある評価基準がある意思決定モデルに関係するならば，その評価基準はその意思決定モデルに関して目的適合性の規準を満たすことになる。逆に，ある評価基準がある意思決定モデルに関係しないならば，それはその意思決定モデルに関して目的適合性の規準を満たさないのである。

これら2つの規準を上記の各評価基準に適用すると，以下のようになる。まず，購入時価であるが，これは経験的現象を言及するので，経験的

検証可能性の規準を満たしている。さらに、既述のように、すべての未所有資産の購入時価は、それらの資産すべての意図した購入に適合し、そのような意思決定モデルに適合する。

しかし、スターリングによれば、所有資産の受入価値（購入時価）はそれらの売却に適合せず（というのは、払出価値（売却時価）でそれらを売却しなければならないから）、それらの購入に適合しない（というのは、それらはすでに所有されているから）（Sterling [1979] p. 124）。したがって、所有資産の購入時価の目的適合性は観察できない。

次に、現在価値であるが、この目的適合性については問題はない。上述したように、現在価値は非常に多くの意思決定モデルによって特定化される。すべての意思決定は予測を必要とするし、上記の利益性原則はプロジェクト i に対して要求される犠牲とプロジェクト i の現在価値との比較を必要とした。しかし、それにもかかわらず、この現在価値について検討しなければならないいくつかの問題点がある。スターリングはこれを (1) 将来の知識（確実性）対将来の予測（不確実性）、および (2) 私的な知識または予測対公的な知識または予測の問題として以下のように検討している（Sterling [1979] pp. 128-140）。

まず、われわれが将来についての確実な知識を有するならば、つまり将来の財務諸表を示すことができるならば、そのような情報の公的報告は最も価値ある種類の情報を提供するという目的を達成しない。というのは、このような状況の場合には、誰も競争の優位性をもたないからである。

この場合、明日の価格は公的に確実に知られるので、われわれが得ることのできる唯一のものは、リスクのない利子率である。したがって、将来の知識は市場で取引するリスクを除去し、そのリスクを負担する報酬も除去されることになる。これによって、市場の機能が果たされなくなり、市場が台無しになる。この意味では、不確実性が市場運営のためにはむしろ

必要である。

しかし、このような心配は無用であり、現実是不確実である。これは将来のキャッシュ・フローと割引率の予測が人および企業によって異なり、したがって、現在価値も必然的に異なることを意味する。この場合、単一で真実の現在価値が存在しないことは事実である。むしろ、多くの真実の現在価値があり、多分市場の参加者に等しい現在価値がある。それゆえ、単一で真実の現在価値を決定する問題は、概念的問題であり、経験的問題ではない (Sterling [1979] p. 132)。したがって、この場合の現在価値は経験的検証可能性の規準を満たさない。

さらに、これらの現在価値の相違は、「報告される」現在価値の目的適合性についての疑問を生ぜしめる。スターリングによれば、Aの現在価値はAの意思決定に適合することは明らかであるが、Bの現在価値がAの意思決定に適合しないことも明らかである。したがって、なぜわれわれがAのためにBの現在価値の報告を欲するのかと問わなければならない。割引率は個々の意思決定者にとって個人的である。割引率は個人的であるので、現在価値も個人的である (Sterling [1979] pp. 138-139)。この意味では、現在価値は他の人の意思決定にとって目的適合的ではなく、したがって報告すべきではない。

これらの購入時価と現在価値に対して、売却時価は会計の2つの基本的な規準を満たしている。まず、売却時価は経験的現象を測定し、言及するので、経験的検証可能性の規準を満たしている。さらに、上述したように、所有資産の売却時価はその資産の実際のまたは潜在的交換に関するすべての意思決定にとって目的適合的である。すなわち、その売却時価はその所有資産を保有して使用するか、それともそれを売却して、その販売収入をある他の資産に投資するかという意思決定に適合する。これは保有対売却の意思決定であり、次のように行われる (Sterling [1979] p. 120)。

$d_{it} > x_{it}$ ならば, i を保有する。

$d_{it} < x_{it}$ ならば, i を売却する。

以上によって明らかのように, 売却時価のみが経験的検証可能性と目的適合性の会計規準を満たすので, 会計は売却時価を測定し, 報告すべきであるということになる。

Ⅲ 会計の深層構造

前節では, 売却時価会計の具体的計算例および論拠を説明した。現代会計において, この売却時価会計は各会計基準設定機構の規定する公正価値会計との関連で, その適用領域が拡大しつつあり, 売却時価会計は非常に重要な会計であるが, 残念なことに, 前節の説明は売却時価会計の表層構造を表したものであり, 会計理論の出発点とすべき会計の深層構造を表したのではない。このことを証明するためには, 会計の深層構造とは何かを改めて説明する必要がある。そして, これを説明し提唱したのが, 田中茂次の「会計深層構造論」である。そこで本節では, 田中の会計深層構造論を概説することとする。

1 二元性と複式性

田中によれば, 会計および複式簿記の基本構造として重要なのは, 二元性, 複式性および多項性という3つの勘定分類構造である。二元性とは, 通常取引仕訳における「借方・対・貸方」という分類構造である。複式性とは, 「貸借対照表勘定・対・損益計算書勘定」という分類構造である。そして, 多項性とは, 同じ貸借対照表勘定または損益計算書勘定の中での種々の勘定間の分類構造である。

会計における複式簿記の記帳体系でのすべての仕訳は, これら3つの分

類に関して必ず指定されなければならない。第1に、ある勘定は、勘定の借方または貸方について指定されなければならない。これは二元性の規定によるものである。第2に、ある記帳は、貸借対照表勘定か損益計算書勘定のいずれかについて指定されなければならない。これは複式性による規定を意味する。そして第3に、ある記帳は、貸借対照表勘定のうちのいずれか特定の勘定、または損益計算書勘定のうちのいずれか特定の勘定について指定されなければならない。これは多項性による規定である（田中[1999] 7頁）。

このようにして、すべての勘定記入は、これら3つの分類局面について指定されなければならない。すべての勘定記帳は、これら3つの分類機構を通過するものであって、このような指定なしには仕訳一般の生成は不可能と考えられるのである。このことを念頭において、以下では、二元性と複式性についてさらに詳しく説明することにする。

2 二元性と逆関係

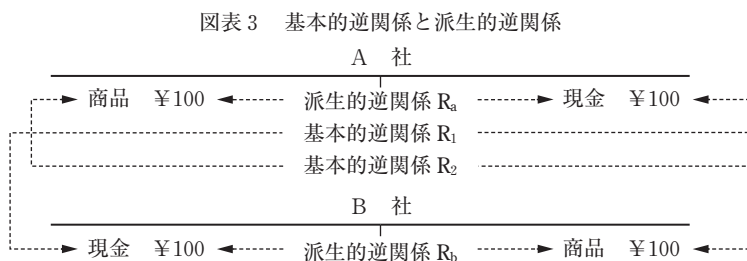
複式簿記の最も普遍的な分類構造は、二元的分類または二元性と呼ばれるものであり、借方と貸方との間の分類、つまり借方・対・貸方という対立的分類構造である。田中によれば、このような対立的分類構造の原因は、2つの実体間における「受け取る／与える」、「貸す／借りる」、「買う／売る」のような対をなす日常の用語に見ることができ、これらの対立する2極間の関係は「逆関係」と呼ばれる。そして、この逆関係が勘定における借方および貸方を指定することになる。

このことを、田中は次のように述べている。なぜ複式簿記体系が借方と貸方という2つの位置をもたなければならないかといえば、「与える／受け取る」のような意味的に対立する2つの単位を表現するためには、その2つの対立する極を収納する場所がなければならないからである。このよ

うにして、借方・対・貸方という二元性の構造は、このような逆関係を基礎にして成立している（田中 [1999] 9頁）。

そして、この逆関係はさらに「基本的逆関係」と「派生的逆関係」とに区別される。基本的逆関係とは、上述したように2つの実体間で推論的な関係で結ばれた逆関係である。このような逆関係は、特定の財の流れ、または特定の経済的もしくは法的関係に正確に対応するものであるから、「客観的逆関係」とも呼ばれる。

これに対して、派生的逆関係とは、会計が本来もっている実体中心的な表現様式を通じて、基本的逆関係から派生的に誘導された逆関係である。この逆関係は、単にある実体の主観的観点から結ばれた逆関係にすぎないので、「主観的逆関係」とも呼ばれる²⁾。そして、これらの関係は図表3のように示されている（田中 [1999] 10頁）。



2) 田中は、主観的逆関係たる理由を、図表3との関係で次のように的確に述べている。線 R_a や R_b で結ばれた関係が、基本的逆関係ではなく、単に派生的で主観的な逆関係であることは、例えば、「A社は現金を与えた」という文が、必ずしも「A社は商品を受け取った」という文を推論させないことから明らかである（田中 [1999] 11頁）。すなわち、前の文は後の文を含意しないし、またそれによって含意されない。借方の商品と貸方の現金との関係は論理的な含意関係で結ばれているのではなく、経験的または偶然的な関係によって結ばれているにすぎない。現金の流出が必ず商品の流入と結びつくわけではなく、また贈与取引のようにどのような他の財とも結びつかない

3 複式性と便益犠牲関連取引

会計において、諸勘定の全体は2つの種類の集合勘定から成り立っている。それは、貸借対照表勘定および損益計算書勘定の集合である。これらに関し、貸借対照表勘定と損益計算書勘定との間の区別が、複式的分類または複式性と呼ばれる。

すなわち、すべての取引は、貸借対照表勘定と損益計算書勘定との間で仕訳されることになり、これが複式性による勘定分類と呼ばれるものになる。この複式性に関連して、すべての取引はさらに「便益関連取引」（または収益関連取引）と「犠牲関連取引」（または費用関連取引）とに区別される。

例えば、「(借) 売掛金100 (貸) 売上100」という仕訳は、便益に関連した仕訳を表しているので、この取引は便益関連取引と呼ばれる。他方、「(借) 営業費50 (貸) 未払金50」という仕訳は、犠牲に関連した取引を表しているので、この取引は犠牲関連取引と呼ばれる。

これによって明らかのように、すべての取引は基本的に便益関連取引および犠牲関連取引という2種類の取引から構成される。そして、便益関連取引は貸借対照表勘定の借方および損益計算書勘定の貸方に記入され、犠牲関連取引は貸借対照表勘定の貸方および損益計算書勘定の借方に記入される。

これを各計算書別に述べると、貸借対照表に関して、資産の増加または負債・資本の減少をもたらすような取引は便益関連取引であり、負債・資

こともありうる。いずれにしても、交換取引で見られるような借方の商品と貸方の現金との間の結びつきは、まったく別個の一元的取引に属する便益関連取引と犠牲関連取引とが、特定の実体を中心にして主観的に結合されてはじめて成立する関係でしかないと見なければならぬ（田中 [1995] 55頁）。なお、便益関連取引および犠牲関連取引については、次項で説明する。

本の増加または資産の減少をもたらすような取引は犠牲関連取引であるということになる。したがって、資産の残高は便益関連取引の残高であり、負債・資本の残高は犠牲関連取引の残高であるということができる。

このことを、田中は次のように述べている。資産はそれが増加するとき便益を表し、減少するとき犠牲を表す。したがって、特定の時点における資産の残高は、便益関連取引によってもたらされた便益が犠牲関連取引によってもたらされた犠牲を超える超過額であり、一言でいえば、便益関連取引の残高であるということができる。これに対して、持分（負債・資本）は、それが増加するとき犠牲であり、減少するとき便益を表す。特定の時点における持分の残高は、当初、犠牲関連取引によってもたらされた犠牲が便益関連取引によってもたらされた便益を超える超過額であり、一言でいえば、犠牲関連取引の残高であるといえる（田中 [1999] 23頁³⁾）。

同様に、損益計算書に関して、収益をもたらす取引は便益関連取引であり、費用をもたらす取引は犠牲関連取引である。そして、当期純利益は便益関連取引の残高であるということになる。

4 分解仕訳と深層構造

このように、すべての取引は基本的に便益関連取引と犠牲関連取引とに区別されるので、いわゆる交換取引もこれら2つの取引に分解されること

3) ここで、資本の増加は犠牲関連取引であることに注意しなければならない。これを、田中は次のように説明している。例えば、所有主に対して、現金の出資のほか、労務の出資が認められているとすると、仕訳は「(借) 労務費 ×× (貸) 資本金 ××」となり、通常の意味での資本取引でもなければ損益取引でもない。むしろ両者の結合であるから、資本取引でもなく損益取引でもない第3の取引ということになる。しかし、われわれの観点からすれば、これは一義的に犠牲（費用）関連取引と定義され、便益（収益）関連取引から区別されることになる。負債の増加が犠牲関連取引であるのと同じ意味において、資本の増加は犠牲関連取引である（田中 [1999] 185頁）。

になる。例えば、商品仕入取引である「(借) 棚卸資産150 (貸) 買掛金150」という仕訳は、「(借) 棚卸資産150 (貸) 棚卸資産増加益150」という便益関連取引と「(借) 買掛金増加損150 (貸) 買掛金150」という犠牲関連取引に分解される。

また、買掛金返済取引である「(借) 買掛金145 (貸) 現金預金145」という仕訳は、「(借) 買掛金145 (貸) 買掛金減少益145」という便益関連取引と「(借) 現金預金減少損145 (貸) 現金預金145」という犠牲関連取引に分解される。さらに、売掛金回収取引である「(借) 現金預金290 (貸) 売掛金290」という仕訳は、「(借) 現金預金290 (貸) 現金預金増加益290」という便益関連取引と「(借) 売掛金減少損290 (貸) 売掛金290」という犠牲関連取引に分解される。

このように、これらの仕訳は通常の会計仕訳を2つに分解したものであるので、「分解仕訳」と呼ばれる。この分解仕訳では、便益関連取引は貸借対照表勘定の借方と損益計算書勘定の貸方に二重に表現される。また、犠牲関連取引は損益計算書勘定の借方と貸借対照表勘定の貸方に二重に表現される。そして、これによって、すべての取引に対して上述した複式性が成立するのである。

しかし、この分解仕訳は、通常の会計仕訳に現れてくるものではなく、会計構造の深層に潜在するものであるということが出来る。それゆえ、分解仕訳に基づく会計構造は「深層構造」と呼ばれ、これに対して、通常の会計仕訳に基づく会計構造は「表層構造」と呼ばれる。深層構造は表層構造の基礎にあるものであり、表層構造は深層構造に相殺規則などの変形規則を適用して成立したものである。

田中はこのことを次のように表現している。観察可能な会計仕訳の基底に存在しながら、表面に常に現れるとは限らない潜在的な構造に対して会計仕訳の深層構造という用語を与え、これらの会計仕訳が現実に現れると

ころの目に見える構造に対して会計の表層構造という用語を与えることができる。そうすると、それらの会計仕訳の表層構造はその深層構造から種々の変形規則の適用を経て生成されたものとして説明することができる。深層構造とは、日常文とか会計仕訳の、観察はできないが理論的に推論しうるような諸特徴によって再構成されるような概念的な構造をいうのである（田中 [1999] 19頁）。

会計の構造を解明しようとする場合、会計の深層構造から検討を始めるのではなく、会計の表層構造から検討を始めてはならない。会計の表層構造は論理展開に際して最初から限界を有しており、会計の秘めた可能性を探求することができなくなる恐れがあるからである⁴⁾。

IV 売却時価会計の深層構造

このように、会計の理論構築はその深層構造から始めなければならない、すべての取引は便益関連取引と犠牲関連取引とに区別されるという観点から行わなければならない。すなわち、すべての取引は損益取引であるとい

4) この意味で、伝統的な複式簿記システムは会計の表層構造から出発しているので、基本的な限界がある。これについて、田中は次のように述べている。伝統的な記帳システムは、基本的には「交換取引・対・損益取引」という二分法概念の上に成立していることは明らかである。われわれが、このような二分法を伝統的複式簿記の基本的限界と呼ぶのは、このような区分法が、実は、複式簿記の記帳システムの全体的な展開を阻害している側面をもっていると思われるからである。すなわち、伝統的な仕訳では、会計的に認識された取引を交換取引と損益取引とに分割し、後者のみを損益計算書に誘導可能なものとしている。交換取引の部類に属する取引については、取引を諸勘定に分解する当初の仕訳の段階で、損益計算書への道を完全に遮断してしまっているのである。その意味で伝統的な記帳システムは閉じられた構造をもつということができる。これに対して、分解仕訳に基づく深層構造は、このような基本的制限を取り払い、種々の財務諸表の作成を可能にする基盤を提供するという意味で、開かれた構造をもつ（田中 [1999] 42, 43頁）。

う基本的思考から会計を説明しなければならない。この視点からすると、前述した売却時価会計は会計の深層構造から出発してはおらず、表層構造から出発しているといわざるをえない。

そこでは、上述した損益計算書から明らかなように、いわゆる損益取引のみが計上され、いわゆる交換取引は損益非作用性として損益計算書に計上されず、その結果本来の貸借対照表と損益計算書との間に対応関係が見出せないからである。そこで本節では、売却時価会計を再構築し、売却時価会計の深層構造を説明することとする。

1 売却時価会計の深層構造化

上述したように、会計の深層構造では、すべての取引は便益関連取引と犠牲関連取引とから構成され、分解仕訳によって把握される。それゆえ、売却時価会計を深層構造化しようとする場合、Ⅱ節で示した取引仕訳を分解仕訳で再表示しなおす必要がある。これを行うと、以下ようになる。なお、収益および費用に関する勘定科目に関しては、会計の深層構造を強調するために網掛けを付すことにする。さらに、便益関連取引には (+) の記号を付し、犠牲関連取引には (-) の記号を付すことにする。

番号	借方科目	±	金額	貸方科目	±	金額
(1)	売 掛 金	+	410	売 上	+	410
(2)	現 金 金	+	390	現 金 増 加 益	+	390
	売 掛 金 減 少 損	-	390	売 掛 金	-	390
(3)	原 材 料	+	160	原 材 料 増 加 益	+	160
	買 掛 金 増 加 損	-	160	買 掛 金	-	160
(4)	買 掛 金	+	140	買 掛 金 減 少 益	+	140
	現 金 減 少 損	-	140	現 金	-	140
(5)	仕 掛 品	+	90	仕 掛 品 増 加 益	+	90
	現 金 減 少 損	-	90	現 金	-	90

(6)	仕 掛 品	+	145	仕 掛 品 増 加 益	+	145
	原 材 料 減 少 損	-	145	原 材 料	-	145
(7)	製 品	+	225	製 品 増 加 益	+	225
	仕 掛 品 減 少 損	-	225	仕 掛 品	-	225
(8)	製 品 原 価	-	270	製 品	-	270
(9)	管 理 費 等	-	60	現 金	-	60
(10)	支 払 利 息	-	4	現 金	-	4
(11)	納 税 引 当 金	+	20	納 税 引 当 金 減 少 益	+	20
	現 金 減 少 損	-	20	現 金	-	20
(12)	配 当 引 当 金	+	14	配 当 引 当 金 減 少 益	+	14
	現 金 減 少 損	-	14	現 金	-	14
(13)	現 金	+	2	受 取 配 当 金	+	2
(14)	プ ラ ン ト・建 物	+	25	プ ラ ン ト・建 物 増 加 益	+	25
	現 金 減 少 損	-	25	現 金	-	25
(a)	原 材 料 評 価 損	-	10	原 材 料	-	10
(b)	仕 掛 品 評 価 損	-	15	仕 掛 品	-	15
(c)	製 品	+	55	製 品 評 価 益	+	55
(d)	プ ラ ン ト・建 物 評 価 損	-	20	プ ラ ン ト・建 物	-	20
(e)	土 地	+	6	土 地 評 価 益	+	6
(f)	株 式 投 資 評 価 損	-	3	株 式 投 資	-	3
(g)	法 人 税 等	-	30	納 税 引 当 金	-	30
(h)	当 期 純 利 益	-	61	留 保 利 益	-	61
(i)	留 保 利 益	-	26	配 当 引 当 金	-	26

2 売却時価会計の原型財務諸表

以上の分解仕訳に基づいて売却時価会計の深層構造における具体的な財務諸表を作成してみよう。この財務諸表はすべての取引を相殺せずに原型のまま包含した財務諸表であるので、「原型財務諸表」と呼ばれる。これは原型貸借対照表と原型損益計算書からなる。これに対して、この原型財務諸表から相殺規則等を適用することによって導き出され、通常見られる表層構造における財務諸表は「通常財務諸表」と呼ばれる。この通常財

務諸表が前述した損益計算書および貸借対照表である。

売却時価会計の深層構造における原型貸借対照表および原型損益計算書は、図表4および5のようになる。ここでは、原型貸借対照表は上記の分解仕訳のうち、資産および負債要素を収容し、原型損益計算書は収益および費用要素を収容している。ここで、原型貸借対照表の諸勘定と原型損益計算書の諸勘定との間には、貸借を反対にして、相互に一对一の対応関係があることに注意する必要がある。

図表4 売却時価会計の深層構造における原型貸借対照表

原型貸借対照表									
(1) 売	掛	金	410	(8) 製	品	270			
(13) 現		金	2	(9) 現	金	60			
(c) 製		品	55	(10) 現	金	4			
(e) 土		地	6	(a) 原	材	料	10		
				(b) 仕	掛	品	15		
				(d) プ	ラ	ン	ト・建	物	20
				(f) 株	式	投	資	3	
				(g) 納	税	引	当	金	30
				(h) 留	保	利	益	35	
				(i) 配	当	引	当	金	26
(2) 現		金	390	(2) 売	掛	金	390		
(3) 原		材	料	160	(3) 買	掛	金	160	
(4) 買	掛	金	140	(4) 現		金	140		
(5) 仕	掛	品	90	(5) 現		金	90		
(6) 仕	掛	品	145	(6) 原		材	料	145	
(7) 製		品	225	(7) 仕	掛	品	225		
(11) 納	税	引	当	金	20	(11) 現		金	20
(12) 配	当	引	当	金	14	(12) 現		金	14
(14) プ	ラ	ン	ト・建	物	25	(14) 現		金	25
			<u>1,682</u>					<u>1,682</u>	

図表5 売却時価会計の深層構造における原型損益計算書
原型損益計算書

(8) 売 上 原 価	270	(1) 売 上	410
(9) 管 理 費 等	60	(13) 受 取 配 当 金	2
(10) 支 払 利 息	4	(c) 製 品 評 価 益	55
(a) 原 材 料 評 価 損	10	(e) 土 地 評 価 益	6
(b) 仕 掛 品 評 価 損	15		
(d) プラント・建物評価損	20		
(f) 株 式 投 資 評 価 損	3		
(g) 法 人 税 等	30		
(h) 当 期 純 利 益	61		
		(2) 現 金 増 加 益	390
(2) 売 掛 金 減 少 損	390	(3) 原 材 料 増 加 益	160
(3) 買 掛 金 増 加 損	160	(4) 買 掛 金 減 少 益	140
(4) 現 金 減 少 損	140	(5) 仕 掛 品 増 加 益	90
(5) 現 金 減 少 損	90	(6) 仕 掛 品 増 加 益	145
(6) 原 材 料 減 少 損	145	(7) 製 品 増 加 益	225
(7) 仕 掛 品 減 少 損	225	(11) 納 税 引 当 金 減 少 益	20
(11) 現 金 減 少 損	20	(12) 配 当 引 当 金 減 少 益	14
(12) 現 金 減 少 損	14	(14) プラント・建物増加益	25
(14) 現 金 減 少 損	25		
	<u>1,682</u>		<u>1,682</u>

V むすびに代えて

以上、本稿では、売却時価会計の論拠を明らかにし、その深層構造を説明することを目的として、まず売却時価会計の具体的計算例を示し、これに基づいて、売却時価会計の論拠を明らかにした。次に、会計の深層構造を改めて説明した。そして、売却時価会計に会計の深層構造の論理を適用して売却時価会計の深層構造を説明し、その深層構造を表すようにするた

めに、売却時価会計を再構築し、分解仕訳から原型財務諸表（原型貸借対照表および原型損益計算書）を導き出した。

以上が本稿の概要であるが、これによって明らかのように、売却時価会計の深層構造では分解仕訳に基づく原型財務諸表（原型貸借対照表および原型損益計算書）が基本であり、最も重要な財務諸表となる。そして、この原型財務諸表から表層構造における通常財務諸表が導き出されることになる。

本稿では通常財務諸表として貸借対照表および損益計算書を作成したが、そればかりではない。原型財務諸表から第3の主要財務諸表であるキャッシュ・フロー計算書も導き出すことが可能となる。それも、直接法および間接法のキャッシュ・フロー計算書を作成することができるのである。そこで、最後にこのことを証明し、売却時価会計の深層構造がこの会計の論理を探求する際の出発点となるべきことを論証することにする。

図表6 売却時価会計の深層構造による直接法の
キャッシュ・フロー計算書
キャッシュ・フロー計算書（直接法）

営業活動		営業活動	
(2) 売掛金収入	<u>390</u> 390	(4) 買掛金支出	140
		(5) 仕掛品支出	90
		(9) 管理費等支出	60
		(11) 納税引当金支出	<u>20</u> 310
投資活動		投資活動	
(13) 受取配当金収入	<u>2</u> 2	(14) プラント・建物支出	<u>25</u> 25
財務活動		財務活動	
		(10) 支払利息支出	4
		(12) 配当引当金支出	<u>14</u> 18
期首現金	20	期末現金	59
	<u>412</u>		<u>412</u>

キャッシュ・フロー計算書は原理的に現金項目または非現金項目を計算対象として作成される。そして、現金項目を集計すると直接法のキャッシュ・フロー計算書となり、非現金項目を集計すると間接法のキャッシュ・フロー計算書となる。これを売却時価会計の深層構造にあてはめると、直接法のキャッシュ・フロー計算書は、売却時価会計の深層構造における原型貸借対照表から導き出され、間接法のキャッシュ・フロー計算書は原型損益計算書から導き出されることになる。

直接法のキャッシュ・フロー計算書は原型貸借対照表の現金収入項目および現金支出項目に着目し、それらの原因となる具体的内容を示すことに

図表7 売却時価会計の深層構造による間接法の
キャッシュ・フロー計算書(1)

キャッシュ・フロー計算書(間接法)

営業活動			営業活動		
(2) 売掛金減少損	390		(1) 売 上	410	
(3) 買掛金増加損	160		(3) 原材料増加益	160	
(6) 原材料減少損	145		(4) 買掛金減少益	140	
(7) 仕掛品減少損	225		(5) 仕掛品増加益	90	
(8) 売上原価	270		(6) 仕掛品増加益	145	
(a) 原材料評価損	10		(7) 製品増加益	225	
(b) 仕掛品評価損	15		(11) 納税引当金減少益	20	
(g) 法人税等	30	1,245	(c) 製品評価益	55	1,245
投資活動			投資活動		
(d) プラント・建物評価損	20		(14) プラント・建物増加益	25	
(f) 株式投資評価損	3	23	(e) 土地評価益	6	31
財務活動			財務活動		
			(12) 配当引当金減少益	14	14
当期純利益	61				
期首現金	20		期末現金	59	
		1,349			1,349

よって作成される。間接法のキャッシュ・フロー計算書は原型損益計算書の現金収支が原因となる項目以外の項目を集計することによって作成される。これらを勘定形式で行うと、図表6および7の売却時価会計の深層構造によるキャッシュ・フロー計算書が導き出される。

さらに、売却時価会計の深層構造による間接法のキャッシュ・フロー計算書は原型貸借対照表からも作成することができる。これは、原型貸借対照表における現金項目以外の項目を集計することによって作成される。これを行うと、間接法のキャッシュ・フロー計算書は図表8のようになる。ここで、このキャッシュ・フロー計算書と図表7のキャッシュ・フロー計

図表8 売却時価会計の深層構造による間接法のキャッシュ・フロー計算書(2)
キャッシュ・フロー計算書（間接法）

営業活動				営業活動			
(1) 売 掛 金	410			(2) 売 掛 金	390		
(3) 原 材 料	160			(3) 買 掛 金	160		
(4) 買 掛 金	140			(6) 原 材 料	145		
(5) 仕 掛 品	90			(7) 仕 掛 品	225		
(6) 仕 掛 品	145			(8) 製 品	270		
(7) 製 品	225			(a) 原 材 料	10		
(11) 納 税 引 当 金	20			(b) 仕 掛 品	15		
(c) 製 品	55	1,245		(g) 納 税 引 当 金	30	1,245	
投資活動				投資活動			
(14) プラント・建物	25			(d) プラント・建物	20		
(e) 土 地	6	31		(f) 株 式 投 資	3	23	
財務活動				財務活動			
(12) 配 当 引 当 金	14	14		当期純利益		61	
期 末 現 金	59			期 首 現 金		20	
			1,349				1,349

算書との間には、貸借を反対にして、相互に一对一の対応関係にあることに注意する必要がある。

以上によって明らかのように、売却時価会計を再構築し、深層構造化することによって、会計構造の原型が導き出され、これに基づいて表層構造としての様々な財務諸表が作成されることになる。そして、その基礎は、売却時価会計の深層構造化として最も重要な原型貸借対照表および原型損益計算書である。

売却時価会計および会計の深層構造化の重要性にかんがみ、これを深層構造化した本稿の売却時価会計における深層構造化の解明は、売却時価会計の論理探究の出発点であるということが出来る。そして、その解明は会計構造の一般理論の解明への道程であるということが出来るのである。

参考文献

- 田中茂次 [1995] 『会計言語の構造』 森山書店。
田中茂次 [1999] 『会計深層構造化論』 中央大学出版部。
田中茂次 [2018] 『会計の意味論』 中央大学出版部。
Chambers, R. J. [1966] *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, Prentice-Hall.
Chambers, R. J. [1980] *Price Valuation and Inflation Accounting*, McGraw-Hill Book Co.
FASB [2006] Fair Value Measurements, SFAS No. 157, FASB.
IASB [2011] Fair Value Measurement, IFRS13, IASB.
Sterling, R. R. [1970] *Theory of the Measurement of Enterprise Income*, The University Press of Kansas.
Sterling, R. R. [1972] Decision Oriented Financial Accounting, *Accounting and Business Research*, Vol. 2 No. 7, pp. 198-208.
Sterling, R. R. [1979] *Toward a Science of Accounting*, Scholars Book Co.